



(地 I 16)
平成19年4月20日

都道府県医師会
感染性廃棄物等担当理事 殿

日本医師会常任理事
今村 聡

産業廃棄物管理票に関する報告書および
電子マニフェストの普及について(通知)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長より、標記通知を各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長宛に発出するとともに、日本医師会長宛にもその周知方依頼がなされました。

本件は、廃棄物処理法の一部改正に伴い、「当分の間、猶予」であった産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等状況の報告について、猶予を外し、平成19年4月1日から、平成20年3月31日までの報告書を作成して、平成20年6月30日までに、政令市長、又は、都道府県知事宛に提出するというものであります。

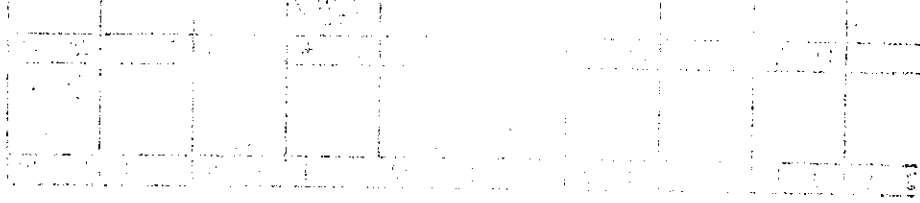
環境省通知文書は、都道府県行政向けであり、具体的報告書の作成要領等がないため、本会で、報告書作成用要領等をまとめ、記入様式、記入例とともに添付しましたので、ご参考までにご利用ください。これらの内容は、日本医師会ホームページに掲載予定です。

なお、上記報告書は、電子マニフェストを利用すれば自動的に作成、報告されるしくみとなっており、電子マニフェスト普及の一環としても実施されるものであります。

電子マニフェストについては、本会でも推奨するものであり、今後、優良な処理業者の多くは、電子マニフェストの利用に参加し、利用はさらに拡大していくものと予想されます。しかし現段階では、収集運搬業者と処分業者が電子マニフェストに参加していないと排出事業者側の医療関係機関等は、電子マニフェストを利用することができないなどの難点もあり、普及が遅れております。

現在環境省でも普及に力を入れており、収集運搬業者、処分業者の参加も確実に増えております。電子マニフェストを利用すれば、煩雑なマニフェストの管理が容易になり、不法投棄防止に繋がるなど多くの利点が期待されますので、今後電子マニフェストの利用に積極的に参加されますようお願い申し上げます。

以上、貴会におかれましても、産業廃棄物管理票の報告書の作成、電子マニフェストの普及に関しましてご了解願いますとともに管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。





環廃産発第070330001号

平成19年3月30日

社団法人日本医師会

会長 唐澤 祥人 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長



産業廃棄物管理票に関する報告書及び
電子マニフェストの普及について（依頼）

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮を賜り御礼申し上げます。
また、電子マニフェストの加入促進について特段の御協力を頂き重ねて御礼申し上げます。

さて、環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第23号。）を平成18年7月26日に公布したところであり、この改正省令において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。）様式第3号を改正し、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第115号）を改正し、別添により各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長宛通知し、周知徹底を図ったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員等関係者への周知をお願い致します。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書作成要領等

日本医師会
平成19年4月

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等の状況を報告することとなりました。

環境省令第20号により、平成20年から産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という）の1年間の交付枚数と排出量等について、政令市長、又は都道府県知事宛（以下、「都道府県知事」という）に報告が必要となりました。

これまでは平成12年厚生省令第115号により「当分の間猶予」となっていました。（平成12年厚生省令第115号附則第2条、後述、Ⅱ．根拠法令参照）

これらは、電子マニフェストの普及推進の一環として行われるもので、今後電子マニフェストを利用すれば、（財）日本産業廃棄物処理振興センター（以下、「情報処理センター」という；電子マニフェストの運営主体）より、都道府県知事に報告がされるため、報告書の作成・提出は不要です。

実際の報告書の記入に当たっては、Ⅲ．報告書作成上の注意事項、Ⅳ．報告書の作成方法および報告書様式等添付資料を示すとともに、日本医師会ホームページに報告書の具体的作成用シートを掲載予定しておりますのでご利用ください。

会員医療関係機関等では、平成20年からの報告に備え、（平成19年度分の1年間のマニフェスト交付等の状況を平成20年6月30日までに報告します。）マニフェストや帳簿の整理の徹底等をお願いいたします。

I. 要領

- 1 対象者は、委託処理により廃棄物を排出している事業者で、大部分の医療関係機関等が該当します。

該当する廃棄物の種類としては、報告書様式には「産業廃棄物の種類」となっており、感染性廃棄物をはじめ、感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物、すべての産業廃棄物が該当します。これらを排出する際には、マニフェストを交付しますが、このマニフェストの交付等状況1年間分を報告するものです。（電子マニフェストを使用の場合には、情報センターが集計し、都道府県知事に報告を行うため、事業者自ら報告する必要はありません。）

- 2 提出先は、産業廃棄物関係事務を担当する政令市長、又は都道府県知事です。

- 3 報告書には、法定の様式があります。（Ⅳ．報告書作成方法および様式等添付資料参照：以前の様式から改正され、マニフェストの枚数の他に排出量を報告することとなりました。）

政令市、都道府県によっては、報告書の作成等の詳細が異なる場合がありますのでご注意ください。

- 4 平成19年4月1日から平成20年3月31日までのマニフェストの状況を1年間分まとめます。提出期限は平成20年6月30日です。
- 5 平成20年度以降、毎年前年度分について提出することとなりました。
- 6 処理委託した産業廃棄物のなかに石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨記載し、各項目について石綿含有産業廃棄物に係るものを明示してください。

II. 根拠法令

廃棄物処理法第12条の3第6項

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付者(医療関係機関等)は、環境省令で定めるところにより、当該マニフェストに関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければなりません。

廃棄物処理法施行規則第8条の27

法第十二条の三第六項の規定によるマニフェストに関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場(同一の都道府県の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。)ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

平成12年厚生省令第115号附則第2条

当分の間、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の二十七及び第八条の三十六の規定は、適用しない。

平成18年7月環境省令第23号第4条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十二年厚生省令第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「当分の間」を「平成二十年四月一日までは」に改める。

III. 報告書作成上の注意事項

様式には、具体的記入要領がないため、本会では、以下のように記入用様式と記入例を作成したので参考にしてください。これらの様式例はすべて、日本医師会ホームページに掲載予定で、毎月分を記入すると、1年間分のマニフェストの交付等の状況報告書が作成されるように工夫されておりますのでご利用ください。

ここにお示ししたものは、基本的なものです。各政令市、都道府県によって、報告

書作成の要領が異なる場合がありますので、それぞれの政令市、都道府県に確認をしてください。

1. 年間の報告は、マニフェストの交付枚数と排出量を報告するもので、実際に委託した産業廃棄物の具体的な t (トン) 数を記載することが基本となっています。しかし、それが困難な場合には、廃棄物の種類ごとにℓ (リットル) 他とトンの換算例(参考値)を添付資料5に整理してありますので、これらを参考に記入することも可能となっています。医療関係機関等の現状に即し、添付資料として、様式例も、報告書様式の重量単位 (t) の他に、容量単位 (ℓ)、容器個数単位 (個) のものもお示ししました。容量単位 (ℓ)、容器個数単位のものには換算係数を用いて重量単位に換算します。なお、kg は、0.001 を掛けて、t (トン) にします。
2. 産業廃棄物の種類および委託先ごとに記入することになっております。
様式にある「産業廃棄物の種類」には、感染性廃棄物、その他の特別管理産業廃棄物 (キシレン・廃油、強酸、強アルカリ等)、産業廃棄物のすべて (レントゲン廃液の定着液・廃酸、現像液・廃アルカリ等) が含まれます。
3. 医療関係機関等の業種は、日本標準産業分類の中分類を記入することとなり、N 医療、福祉 の分類項目があります。この中で、73 医療業、74 保健衛生、75 社会保険・社会福祉・介護事業 等のいずれかが該当しますので、病院、診療所等は、「73 医療業」のように記入してください。
4. マニフェストの交付に従って、廃棄物の種類別に、収集運搬、中間処理のルートごとに集計、記載することになります。
収集運搬は同じ受託者 (業者) でも、異なる中間処理受託者 (業者) に委託する場合は、別々に集計し記載します。
5. 運搬先の住所と処分場所の住所が同じである場合は、運搬受託者と処分受託者が同じでも、異なっても、処分の欄には、許可番号、処分受託者名は必要ですが、処分場所の住所の記載は省略できます。
(運搬受託者の所在地住所でなく、運搬先の住所です。通常、運搬先の住所は、処分場所へ運ぶので、処分場所住所と一致しているはずです。)
6. 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入してください。
7. 報告は、政令市であれば政令市長、その他は都道府県知事宛に提出します。

IV. 報告書作成方法および様式等添付資料

報告書は、マニフェストの枚数と排出量を廃棄物の種類別、処理先別に報告します。

排出量が重量単位：kg であれば、kg に 0.001 の換算係数を掛けて、t (トン) に換算すれば報告書を作成できます。しかし、医療関係機関等では、排出単位の違いがあり、この実態に合わせ、排出量が重量単位以外の容量単位(ℓ)の場合、容器個数単位の場合等では、これらを重量に換算しなければなりません。このため、換算方法を付した報告書作成用の様式例(添付資料 3, 4)を添付してありますのでご利用ください。特に、定額制による医療関係機関等は、排出量について記録を確認してください。

なお、これらをパソコンにより毎月分を入力すれば、年間分の報告書が作成されるシートを日本医師会ホームページに掲載予定ですのでご利用ください。

報告書は、政令市、都道府県によって異なることがありますので、詳細は必ずご確認ください。

排出量が、重量単位の場合の報告書作成

：報告書様式(添付資料 1)を使用します。記入例は、添付資料 2 を参照

排出量が、容量単位：ℓ の場合、容器個数単位の場合、重量単位を含むこれらの混合型の場合の報告書作成：添付資料 3 を使用します。記入例は、添付資料 4 を、換算係数は、添付資料 5 を参照してください。

報告書様式および添付資料等一覧

報告書様式：産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (様式第三号:第 8 条の 27 関係)
(添付資料 1 と同じ)

添付資料 1：報告書様式 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 記入用
(排出量が、重量単位：kg の場合)

添付資料 2：報告書様式 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 記入例
(排出量が、重量単位：kg の場合)

添付資料 3：産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成用 容量から重量換算用 記入用
(排出量が、容量単位：ℓ の場合、容器個数単位の場合、
重量単位を含む混合型の場合)

添付資料 4：産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成用 容量から重量換算用 記入例
(排出量が、容量単位：ℓ の場合、容器個数単位の場合、
重量単位を含む混合型の場合)

添付資料 5：容量単位：ℓ 単位、容器個数単位の場合の重量への換算係数表

参考：環境省通知 添付文書 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知) (環廃産発第 061227006 号)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成 年度)

平成 年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

報告者
住氏
所名
人
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番
号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業種								
事業場の所在地										
電話番号										
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所	住所の住
1										
2										
3										
4										

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめたと提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は委託者が再委託を行った場合は、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

添付資料 2：産業廃棄物管理票交付等状況報告書 記入例
(排出量が、重量単位：kg の場合)

平成 20 年 〇 月 〇 日

△〇都道府県知事殿
(〇△市長殿)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 20 年度分）

報告者

住所 △〇県〇△市〇×区〇△1丁目1-1
氏名 医療法人〇〇会 △△診療所
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 00-0000-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3 第6項の規定に基づき、平成 20 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		医療法人〇〇会 △△診療所		業種		73 医療業				
事業場の所在地		△〇県〇△市〇×区〇△1丁目1-1		電話番号		00-0000-0000				
番号	産業廃棄物の種類	換算係数	単 位	排出量 (kg)	排出量 (t)	管理票交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者氏名・名称	処分受託者氏名・名称	処分場所の住所
1	感染性廃棄物	0.001	kg	105	0.105	14	1111111111	〇〇運送	△〇県〇△市△△7-8-9	△〇県〇△市△△7-8-9
2	廃プラスチック	0.001	kg	15	0.015	3	2222222222	△△処理㈱	△〇県△△市〇〇3-2-1	△〇県△△市〇〇3-2-1
3	廃酸	0.001	kg	175	0.175	7	3333333333	㈱×〇	△〇県〇〇市××4-5-6	△〇県〇〇市××4-5-6
4	廃アルカリ	0.001	kg	158	0.158	7	3333333333	㈱×〇	△〇県〇〇市××4-5-6	△〇県〇〇市××4-5-6

重量単位：kg の場合は、kg×0.001 で、t (トン) に換算してください。

換算の結果は、報告書様式(または添付資料 1)の報告書の排出量(t)欄に、管理票交付枚数を所定欄に記載し年間報告書とします。

例 収集運搬は同じ業者でも、異なる中間処理業者に委託し記載する。
(廃棄物の種類別に、収集運搬、中間処理のルートごとに記載する。)

1	感染性廃棄物	0.001	kg	105	0.105	16	1111111111	〇〇運送	△〇県〇△市△△7-8-9	2211111111	△〇県〇△市△△7-8-9	㈱××産業
2	感染性廃棄物	0.001	kg	15	0.015	7	1111111111	〇〇運送	△〇県△△市〇〇3-2-1	2222222222	△〇県△△市〇〇3-2-1	△△処理㈱

※ 日本医師会ホームページに、毎月の記入用シート入力すると年間報告書が作成されるシートを掲載予定ですので、ご利用ください。

添付資料4：産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成用 容量から重量換算用 記入例
(排出量が、容量単位：tの場合、容器個数単位の場合、重量単位も含む混合型の場合)

△〇都道府県知事殿
(〇△市長殿)

平成20年〇月〇日

産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成換算用 (平成20年度分)
(排出量が容量単位、容器個数単位、重量単位を含む混合型の場合 換算用 記入例)

報告者

住所 〇×区〇△丁目1-1
氏名 人〇〇会 △△診療所
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 00-0000-0000

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成20年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		医療法人〇〇会 △△診療所		業種		73 医療業					
事業場の所在地		〇△市〇×区〇△丁目1-1		電話番号		00-0000-0000					
番号	産業廃棄物の種類	換算係数	排出量 個数 kg	排出量 単位	管理票 交付 枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者 氏名・名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者 氏名・名称	処分場所の住所
1	感染性廃棄物	0.00750	14	個	14	11111111111	〇〇運送	△〇県〇△市△△7-8-9	22111111111	(株)××産業	運搬先の住所と処分場所住所が同じならば処分場所住所は略して良い
2	廃プラスチック	0.00100	124	kg	3	22222222222	△△処理(株)	△〇県△△市〇〇3-2-1	22222222222	△△処理(株)	
3	廃酸	0.00125	140	t	7	33333333333	(株)×〇	△〇県〇〇市××4-5-6	33333333333	(株)×〇	
4	廃アルカリ	0.00113	140	t	7	33333333333	(株)×〇	△〇県〇〇市××4-5-6	33333333333	(株)×〇	

排出量(t単位)の場合

添付資料5：換算係数①から該当する廃棄物の種類を選び、その換算係数kgの場合、換算係数0.00100を入れる。

容量単位の場合年間排出量(t)を記載する。容器個数単位の場合は、個数を入れる。重量単位は、kgを入れる。計算式は下記参照。

換算の結果：Cは、報告書様式(添付資料1)の報告書の排出量(t)欄に、管理票交付枚数を所定欄に記載し、年間報告書とします。

◎ 重量単位：kg を含め、容器単位、容量単位：t の混合型の場合
・kgの場合は、0.001の換算係数を入れる。
・容器、容量は、それぞれの換算係数を入れて、t(トン)に換算する。
・添付資料5を参照し、換算係数と単位を記入し、計算してください。

排出量(t) = 排出量(他) × 換算係数
C = B × A

容器個数単位の場合

(1) 排出量に、個数を入れる。(2) 次に、添付資料5の換算係数②～④から該当する廃棄物の種類と容器の容量を選び、Aにその換算係数、Bに単位を入れる。

※ 日本医師会ホームページに、毎月の記入用シートと共に、これらの入力計算用シートから報告書が作成されるシートを掲載予定ですのでご利用ください。

添付資料 5 : 容量単位 : l、容器個数単位の容量の重量への換算係数表

容量単位 : l、容器個数単位の容量の重量への換算係数表

重量単位 : kg の場合、容量単位 : l の場合、容器個数単位などの場合は、重量単位 : t (トン) に換算する必要があります。

(1) 下表で、まず該当する廃棄物の種類を選び、容量単位 : l の場合は、換算係数①を、容器個数単位の容量は、換算係数②から④を選んでください。
それ以外の容量の場合は、lの換算係数を用いて計算してください。

(2) 重量単位の廃棄物 : kg は、下記の欄から換算係数を 0.001単位を添付資料③に記入し計算してください。

kg の場合 0.001 kg

(3) 感染性廃棄物は、容器個数単位、あるいは、重量単位 : kg で、産業廃棄物の廃酸、廃アルカリは、lの場合など混合型の場合は、(1)、(2)の説明に従い、換算係数を組合せてご記入ください。

① 容量単位 : l の場合	
廃棄物の種類	lの場合
	換算係数①
1 燃え殻	0.00114
2 汚泥	0.00110
3 廃油	0.00090
4 廃酸	0.00125
5 廃アルカリ	0.00113
6 廃プラスチック類	0.00035
7 動物の死体	0.00100
8 ばいじん	0.00126
9 引火性廃油	0.00090
10 強酸	0.00125
11 強アルカリ	0.00113
12 感染性廃棄物	0.00030
13 PCB等	0.00100
14 廃石綿等 (飛散性)	0.00030

該当する廃棄物の種類、係数、単位までを選び、記入して計算してください。

② 20l容器的場合	
廃棄物の種類	20lの場合
	換算係数②
1 燃え殻	0.02280
2 汚泥	0.02200
3 廃油	0.01800
4 廃酸	0.02500
5 廃アルカリ	0.02260
6 廃プラスチック類	0.00700
7 動物の死体	0.02000
8 ばいじん	0.02520
9 引火性廃油	0.01800
10 強酸	0.02500
11 強アルカリ	0.02260
12 感染性廃棄物	0.00600
13 PCB等	0.02000
14 廃石綿等 (飛散性)	0.00600

③ 25l容器的場合	
引火性廃油	25lの場合
	換算係数③
1 燃え殻	0.02850
2 汚泥	0.02750
3 廃油	0.02250
4 廃酸	0.03125
5 廃アルカリ	0.02825
6 廃プラスチック類	0.00875
7 動物の死体	0.02500
8 ばいじん	0.03150
9 引火性廃油	0.02250
10 強酸	0.03125
11 強アルカリ	0.02825
12 感染性廃棄物	0.00750
13 PCB等	0.02500
14 廃石綿等 (飛散性)	0.00750

④ 40l容器的場合	
廃棄物の種類	40lの場合
	換算係数④
1 燃え殻	0.04560
2 汚泥	0.04400
3 廃油	0.03600
4 廃酸	0.05000
5 廃アルカリ	0.04520
6 廃プラスチック類	0.01400
17 動物の死体	0.04000
18 ばいじん	0.05040
23 引火性廃油	0.03600
24 強酸	0.05000
25 強アルカリ	0.04520
26 感染性廃棄物	0.01200
27 PCB等	0.04000
28 廃石綿等 (飛散性)	0.01200

該当する廃棄物の種類と容量の容量を選び、横の換算係数、単位とともに記入して計算してください。

参考

環廃産発第061227006号
平成18年12月27日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第23号。以下「改正省令」という。）を平成18年7月26日に公布したところであり、この改正省令において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）様式第3号を改正し、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第115号）を改正したので通知する。なお、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）については、排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の移動の状況、処理の状況等を自ら把握することにより、排出事業者に対する責任を明確にするため、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の3第1項に基づいて、排出事業者が管理票の交付を義務付けているところである。また、行政が産業廃棄物の流れを管理票により把握することができるよう、法第12条の3第6項に基づいて産業廃棄物管理票交付者は管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事又は政令市長（以下「都道府県知事」という。）に提出することが義務とされている。本規定は、管理票の電子化が進捗すれば地方公共団体が排出事業者の委託状況を容易に把握することができるため有効なものであるが、実際には管理票の電子化が進展せず、その適用を猶予

していたところである。

管理票の代わりに電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェスト」という。）による場合は、法第12条の5に規定する電子情報処理組織を使用した法第13条の2第1項に規定する情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）で情報が一括管理されるため、偽造がされにくく、不法投棄等の不適正処理の防止に資するものである。このことから、電子マニフェストの普及は急務となっており、平成17年3月30日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「電子マニフェストの普及促進について」においても、その普及啓発について貴都道府県・政令市に対して協力を依頼したところであるが、先般、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で決定された『IT新改革戦略』（平成18年1月19日決定）において、平成22年度には電子マニフェストの普及率を50%とする目標が設定され、政府全体として電子マニフェストを一層推進していくこととなった。

このような状況を踏まえ、情報処理センターにおけるシステムの改善を行ったところであり、目標達成に向け、関係者が協力して普及促進活動をいっそう強化し、もって不法投棄等の不適正処理の防止に資する必要がある。

以上のように、電子マニフェストが急速に進展していくと見込まれることにかんがみ、今般、管理票の報告に関する適用猶予期間を具体的に設定する改正を行うこととしたものである。

併せて、循環型社会の実現に向け、産業廃棄物に関する基礎的な統計データの精度を高めることが求められていることにかんがみ、管理票に関する報告書の内容に排出量等必要な項目を追加することとしたものである。

第二 改正の内容

1 適用猶予措置について

適用猶予期間を平成20年4月1日までとする。これにより、産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間（初年度は平成20年6月30日までに、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間）において交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等）に関し、様式第3号により報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することとする。

ただし、電子マニフェストを利用した場合にあっては、法第12条の5第8項の規定により、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、事業者が自ら都道府県知事に報告する必要はない。

このことを踏まえ、都道府県及び政令市においては、管下の事業者（排出者としての地方公共団体を含む。）に対し、管理票に関する行政報告について、周知方願いする。

2 報告書の取扱いについて

都道府県及び政令市においては、管下の報告書の内容を集計する等により、管下の循環型社会形成に向けた計画や、法第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画の立案等に活用されたい。

なお、報告書の活用に当たり、排出量の記載に係る単位の誤り等、報告書の内容に著しい不備がある場合においては、産業廃棄物管理票交付者に対して単位の確認を行う等、適切な対応を図ることとされたい。

3 様式について

施行規則様式第3号において、従来は産業廃棄物の種類、管理票の交付枚数、運搬受託者の氏名又は名称、運搬受託者の許可番号、運搬先の住所、処分受託者の氏名又は名称、処分受託者の許可番号及び処分場所の住所を記載することとしていたところであるが、これらに加え、当該事業者の業種及び排出量の項目を追加することとする。

この際、記入に当たっては以下に留意されたいこと。

(1) 業種

日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠することとする（別添1参照）。

(2) 産業廃棄物の種類

法第2条第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条及び第2条の4の区分に準拠することとする。

ただし、電気製品が廃棄物になったもの等、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合にあつては、混合廃棄物として取り扱うことも可能であることとする（別添2準拠のこと）。

(3) 排出量

単位には「トン」を用いて記載することとする。実際に委託した産業廃棄物の具体的なトン数を記載することを基本とするが、それが困難な場合にあつては、廃棄物の種類ごとに立方メートルとトンの換算例（参考値）を別添2に整理しているので、これを参考に記入することも可とする。なお、この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という性格のものであることに留意されたい。

また、電子マニフェストを使用する場合であつて、トン数での報告でない場合にあつては、情報処理センターにおいて別添2の換算表に基づき換算するという取扱いとすることにする。

(4) 石綿含有産業廃棄物

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物が含まれていることを明らかにすることとする。

4 その他の行政報告の電子化について

電子マニフェストを利用しない事業者の行政報告、多量排出事業者の実績報告（法第12条第8項）、地方公共団体独自で実施している報告の徴収（地方分権改革の際に廃止された旧施行規則第14条に相当するもの）についても、報告者及び地方公共団体の負担を可能な限り軽減する観点から、様式の全国統一化及び電子化について地方公共団体等の関係者

も交えて検討しているところである。

第三 電子マニフェストの普及について

環境省としては不法投棄及び不適正処理の未然防止に資するべく、「IT新改革戦略」の目標を達成できるよう電子マニフェストの使用を排出事業者、産業廃棄物処理事業者に強力に働きかけているところである。貴都道府県及び政令市におかれても、下記に示すような利点を紹介しつつ、貴管下の排出事業者、処理業者及び地方公共団体に対し、電子マニフェストの加入促進について、説明会を開催する等により、特に④の観点から本年度中の加入を勧めるなどその普及促進を図られたい。

また、地方公共団体や関連団体が排出する産業廃棄物に関しても、率先して電子マニフェスト導入に取り組まれるよう、特に普及啓発に努められたい。

【 電子マニフェスト導入の利点 】

①事務の効率化

- ・ パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能
- ・ 排出事業者による管理票の保存が不要
- ・ 廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・ 管理票データの加工が容易
- ・ 事務効率化による人件費の削減

②法令の遵守

- ・ 管理票の誤記・記載漏れを防止
- ・ 排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③データの透明性

- ・ 管理票の偽造を防止
- ・ 管理票情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

④管理票交付状況の行政報告

- ・ 電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要

(別添1)

日本標準産業大・中分類一覧(平成14年3月改訂)

A 農業

01 農業

B 林業

02 林業

C 漁業

03 漁業

04 水産養殖業

D 鉱業

05 鉱業

E 建設業

06 総合工事業

07 職別工事業(設備工事業を除く)

08 設備工事業

F 製造業

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業

11 繊維工業(衣服, その他の繊維製品を除く)

12 衣服・その他の繊維製品製造業

13 木材・木製品製造業(家具を除く)

14 家具・装備品製造業

15 パルプ・紙・紙加工品製造業

16 印刷・同関連業

17 化学工業

18 石油製品・石炭製品製造業

19 プラスチック製品製造業(別掲を除く)

20 ゴム製品製造業

21 なめし革・同製品・毛皮製造業

22 窯業・土石製品製造業

23 鉄鋼業

24 非鉄金属製造業

25 金属製品製造業

26 一般機械器具製造業

27 電気機械器具製造業

28 情報通信機械器具製造業

29 電子部品・デバイス製造業

30 輸送用機械器具製造業

31精密機械器具製造業

32その他の製造業

G 電気・ガス・熱供給・水道業

33電気業

34ガス業

35熱供給業

36水道業

H 情報通信業

37通信業

38放送業

39情報サービス業

40インターネット附随サービス業

41映像・音声・文字情報制作業

I 運輸業

42鉄道業

43道路旅客運送業

44道路貨物運送業

45水運業

46航空運輸業

47倉庫業

48運輸に附帯するサービス業

J 卸売・小売業

49各種商品卸売業

50繊維・衣服等卸売業

51飲食料品卸売業

52建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

53機械器具卸売業

54その他の卸売業

55各種商品小売業

56織物・衣服・身の回り品小売業

57飲食料品小売業

58自動車・自転車小売業

59家具・じゅう器・機械器具小売業

60その他の小売業

K 金融・保険業

61銀行業

62協同組織金融業

63郵便貯金取扱機関，政府関係金融機関

64貸金業，投資業等非預金信用機関

65証券業，商品先物取引業

66補助的金融業，金融附帯業

67保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）

L不動産業

68不動産取引業

69不動産賃貸業・管理業

M飲食店，宿泊業

70一般飲食店

71遊興飲食店

72宿泊業

N医療，福祉

73医療業

74保健衛生

75社会保険・社会福祉・介護事業

O教育，学習支援業

76学校教育

77その他の教育，学習支援業

P複合サービス事業

78郵便局（別掲を除く）

79協同組合（他に分類されないもの）

Qサービス業

80専門サービス業（他に分類されないもの）

81学術・開発研究機関

82洗濯・理容・美容・浴場業

83その他の生活関連サービス業

84娯楽業

85廃棄物処理業

86自動車整備業

87機械等修理業（別掲を除く）

88物品賃貸業

89広告業

90その他の事業サービス業

91政治・経済・文化団体

92宗教

93その他のサービス業

94外国公務

R公務（他に分類されないもの）

95国家公務

96地方公務

S分類不能の産業

99分類不能の産業

(別添2)

産業廃棄物の体積から重量への換算係数 (参考値)

産業廃棄異物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【註1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米）。

【註2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【註3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。

【註4】「2 t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成 年度)

平成 年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

報告者 所名
住氏 人
電話番号 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業種									
事業場の所在地		電話番号									
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名	処分受託者の住所	処分場所	住所
1											
2											
3											
4											

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設区が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめ提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物の種類は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)